

※各機関や各団体の資料のうち、「スポーツの価値」に関する記述を抜粋。  
 ※ここでいう「価値」とは、直接、間接を問わず、スポーツの「性能」や「便益」、個人の「価値意識」等であり、スポーツを通じて広く個人や社会にもたらされる、または創出されることが期待される望ましい状態や傾向に加えて、何らかの欲求を満たしたり目標を達成したりするための手段や条件としてのスポーツの有益性を含む。  
 ※「個人的価値」に係るものを下線、それ以外の「社会的価値」を二重下線、**両方に関係するものを赤字**で示した。  
 ※IOCは「オリンピック(オリンピズム)の価値」、IPCは「パラリンピックの価値」であり、「スポーツの価値」という表現とは異なる。

<p>1. 欧州評議会スポーツ関係会議</p>	<p>○ヨーロッパ・スポーツ・フォア・オール憲章【1975年】(出典:中村敏雄他、スポーツ政策、大修館書店、1978年)</p> <p>・(第二条)スポーツ振興は、<b>人間性を発展</b>させるひとつの重要な要素として奨励されるべきであり、これのための援助は、公的財源からの支出をもってなされなければならない。</p> <p>・(第三条)スポーツは、<b>社会・文化を発展</b>させる一要素なのであるから、各地域、地方および国家段階において、<b>教育、健康、社会事業、都市および地域計画、環境保全、芸術および余暇対策事業等の分野を異にする政策の立案・計画に対してもかかわりをもたねばならない。</b></p> <p>○ヨーロッパ・スポーツ倫理綱領【1992年】(出典:池田勝、ヨーロッパ諸国のスポーツ構造①、体協時報、1993年)          ※2001年に一部改定(対象とする倫理問題の範囲を広げた)。「スポーツの価値」に関する条文は変更なし。</p> <p>・本綱領では、スポーツをひとつの社会的、文化的な活動としてとらえ、スポーツがフェアに実施された場合には、<b>社会を豊かなものにし、国家間の親善を深めていくと確信する。</b>スポーツはまた個人の活動としてとらえることができ、フェアにプレイされた場合には、<b>個人の能力などに対する自己認識、自己表現と充足感、達成感、技術の修得、能力の発揮、社会的相互作用、楽しみ、健康を高める機会を与える。</b>また、スポーツはボランティアとして活躍するスポーツクラブの広範囲な人びとや指導者に対して、<b>社会との関わりと責任感を助長する。</b>さらにスポーツ活動の中には、責任をもって実施することによって、<b>環境への配慮を助長することができる。</b></p> <p>○新ヨーロッパ・スポーツ憲章【1992年】(出典:池田勝、ヨーロッパ諸国のスポーツ構造①、体協時報、1993年)          ※2001年に「第1条憲章の目的」の一部が改定されている。「スポーツの価値」に関する条文は変更なし。</p> <p>・(第2条1a)「スポーツ」とは、<b>気軽にあるいは組織的に参加することにより、体力の向上、精神的充足感の表出、社会的関係の形成、あらゆるレベルでの競技成績の追求を目的とする身体活動の総体を意味する。</b></p> <p>・(第13条1)教育、保健、社会福祉、都市ならびに国土計画、環境、芸術などのレジャー事業の領域にみられる政策決定や計画についても留意し、<b>スポーツが社会的文化的発展に不可欠であることを保証する。</b></p>
<p>2. 国際連合</p>	<p>○開発と平和のためのスポーツ          (出典:国際連合広報センター、<a href="http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/social_development/science_culture_communication/sports/un_sports">http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/social_development/science_culture_communication/sports/un_sports</a>)</p> <p>・スポーツが<b>平和と開発を促し、寛容と相互理解を育む</b>側面に着目</p> <p>・5つのメッセージを通して「スポーツの持つチカラ」を広める          スポーツは、          ①他人に対する<b>尊敬の意と、人々間の対話を促進</b>          ②子どもと若者が<b>生きるために必要な、術や能力をもたらす</b>          ③障害の有無に関わらず、<b>全ての人々の社会への参画を促す</b>          ④男女の<b>平等を促進し、女性のエンパワーメントに貢献</b>          ⑤<b>身体の健康のみならず、心の健康を向上させる</b></p> <p>○持続可能な開発のための2030アジェンダ(Sustainable Development Goals: SDGs)【2016年からの15年計画】</p> <p>・スポーツが社会の進歩に果たす役割(外務省仮訳、<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000101402.pdf">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000101402.pdf</a>)          スポーツもまた、<b>持続可能な開発における重要な鍵となるものである。</b>我々は、スポーツが<b>寛容性と尊厳を促進</b>することによる、<b>開発および平和への寄与、また、健康、教育、社会包摂的目標への貢献と同様、女性や若者、個人やコミュニティの能力強化に寄与する。</b></p> <p>・SDGsの17項目それぞれの達成に向けた課題に取り組む潜在的な能力を備えた重要かつ強力なツールとして、スポーツがその役割を果たすことを期待(出典:国際連合広報センター、<a href="http://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/18389">http://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/18389</a>)</p> <p>目標1. 貧困をなくそう          スポーツは、<b>幸せや、経済への参加、生産性、レジリエンスへとつながりうる、移転可能な社会面、雇用面、生活面でのスキルを教えたり、実践したりする手段。</b></p> <p>目標2. 飢餓をゼロに          栄養と農業に関連するスポーツ・プログラムは、<b>飢餓に取り組む食料プログラムや、この問題に関する教育を補完するうえで、適切な要素となりえる。</b>対象者には、<b>持続可能な食料生産やバランスの取れた食生活に取り組むよう、指導を行うことができる。</b></p> <p>目標3. すべての人に健康と福祉を          運動とスポーツは、<b>アクティブなライフスタイルや精神的な安寧の重要な要素。</b>非伝染性疾患などのリスク予防に貢献したり、性と生殖その他の<b>健康問題に関する教育ツール</b>としての役割を果たしたりすることもできる。</p> <p>目標4. 質の高い教育をみんなに          体育とスポーツ活動は、<b>就学年齢児童の正規教育システムにおける就学率や出席率、さらには成績を高めることができます。</b>スポーツを中心とするプログラムは、<b>初等・中等教育以後の学習機会や、職場や社会生活でも応用できるスキルの取得に向けた基盤にもなりえます。</b></p> <p>目標5. ジェンダー平等を実現しよう          スポーツを中心とする取り組みやプログラムが、<b>女性と女兒に社会進出を可能にする知識やスキルを身に付けさせる潜在的な可能性を備えている場合、ジェンダーの平等と、その実現に向けた規範や意識の変革は、スポーツとの関連で進めることもできます。</b></p> <p>目標6. 安全な水とトイレを世界中に          スポーツは、<b>水衛生の要件や管理に関するメッセージを発信するための効果的な教育基盤となりえます。</b>スポーツを中心とするプログラムの活動と意図される成果を、<b>水の利用可能性と関連づけることによって、この問題の改善を図ることもできます。</b></p> <p>目標7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに          スポーツのプログラムと活動を、<b>省エネの話し合いと推進の場として利用すれば、エネルギー供給システムと、これに対するアクセスの改善をねらいとする取り組みを支援できます。</b></p> <p>目標8. 働きがいも経済成長も          スポーツ産業・事業の生産、労働市場、職業訓練は、<b>女性や障害者などの社会的弱者集団を含め、雇用可能性の向上と雇用増大の機会を提供します。</b>この枠組みにおいて、<b>スポーツはより幅広いコミュニティを動員し、スポーツ関連の経済活動を成長させる動機にもなりま</b>す。</p>

- 目標9. 産業と技術革新の基盤をつくろう  
レジャーと工業化のニーズは、災害後のスポーツ・娯楽用施設の再建など、関連の開発目標の達成をねらいとするスポーツ中心の取り組みによって、一部充足できます。スポーツはこれまで、開発に向けたその他従来型のツールを補完し、開発と平和を推進するための革新的な手段として認識されており、実際にもそのような形で利用されてきました。
- 目標10. 人や国の不平等をなくそう  
開発途上国におけるスポーツの振興と、スポーツを通じた開発は、途上国間および先進国との格差を縮めることに貢献します。スポーツは、その人気と好意度の高さにより、手を差し伸べることが難しい地域や人々の不平等に取り組むのに適したツールといえます。
- 目標11. 住み続けられるまちづくりを  
スポーツにおける包摂と、スポーツを通じた包摂は、「開発と平和のためのスポーツ」の主なターゲットのひとつとなっています。気軽に利用できるスポーツ施設やサービスは、この目標の達成に資するだけでなく、他の方面での施策で包摂的かつレジリエントな手法を採用する際のグッドプラクティスの模範例にもなります。
- 目標12. つくる責任 つかう責任  
スポーツ用品の生産と提供に持続可能な基準を取り入れれば、その他の産業の消費と生産のパターンで、さらに幅広く持続可能なアプローチを採用することに役立ちます。この目的を有するメッセージやキャンペーンは、スポーツ用品やサービス、イベントを通じて広めることができます。
- 目標13. 気候変動に具体的な対策を  
観光を伴う大型スポーツ・イベントをはじめとするスポーツ活動やプログラム、イベントでは、環境の持続可能性についての認識と知識を高めることをねらいとした要素を組み入れるとともに、気候課題への積極的な対応を進めることができます。また、被災者の間に絆と一体感を生み出すことで、災害後の復興プロセスを促進することも可能です。
- 目標14. 海の豊かさを守ろう  
水上競技など、スポーツ活動と海洋とのつながりを活用すれば、スポーツだけでなく、その他の分野でも、海洋資源の保全と持続可能な利用を提唱できます。
- 目標15. 陸の豊かさを守ろう  
スポーツは、陸上生態系の保全について教育し、これを提唱する基盤となりえます。屋外スポーツには、陸上生態系の持続可能で環境にやさしい利用を推進するセーフガードや活動、メッセージを取り入れることもできます。
- 目標16. 平和と公正をすべての人に  
スポーツは復興後の社会再建や分裂したコミュニティの統合、戦争関連のトラウマからの立ち直りにも役立つことがあります。このようなプロセスでは、スポーツ関連のプログラムやイベントが、社会的に隔離された集団に手を差し伸べ、交流のためのシナリオを提供することで、相互理解や和解、一体性、平和の文化を推進するためのコミュニケーション基盤の役割を果たすことができます。
- 目標17. パートナリシップで目標を達成しよう  
スポーツは、ターゲットを絞った開発目標に現実味を与え、その実現に向けた具体的前進を達成するための効果的手段としての役割を果たします。スポーツ界は、このような活動の遂行その他を通じ、草の根からプロのレベル、また、民間から公共セクターに至るまで、スポーツを持続可能な開発に活用するという共通の目的を持つ多種多様なパートナーやステークホルダーの強力なネットワークを提供できます。

### 3. ユネスコ

#### ○体育とスポーツに関する国際憲章【1978年】(文部科学省訳)

- ・(前文3) 人権の効果的な行使のための基本的条件の一つは、すべての人が肉体的、知的、道徳的能力を自由に発達させ保持すべきであること、したがって体育・スポーツへのアクセスがすべての人々に保障されるべきである
- ・(前文4) 人間の肉体的、知的、道徳的能力を保持し発展させることは、国民的および国際的レベルでの生活の質を向上させるものである
- ・(前文5) 体育・スポーツは、諸国民の十分な発展の基礎である基本的な人間の価値を説くことに、より効果的に貢献すべきである
- ・(前文6) 体育・スポーツは、公正な競争、連帯と友情、相互の尊敬と理解および人間の高潔と尊厳に対する十分な尊重をとまなう、諸国民間および個々人間の親密な交流の促進を図るべきである
- ・(前文7) 工業国と発展途上国はともに、その間に存在し続けている、体育・スポーツの自由で普遍的なアクセスに関する格差の縮小のための責任と義務を負っている
- ・(前文8) 体育・スポーツを自然環境のなかで一体化することは、体育・スポーツを豊かにし、かつ、地球資源の尊重と人類全体のより大きな幸福のために地球資源を保存し使用する関心とを呼び起こす
- ・(前文9) 世界に存在する訓練と教育の形態の多様性を考慮し、しかし諸国間のスポーツ構造の相違にもかかわらず、体育・スポーツは健全な身体と健康だけでなく、全面的で十分に均衡のとれた人間の発達にも貢献することは明白である
- ・(前文11) 諸国民間の平和と友好のための、体育・スポーツに責任を持つ国際的な政府間組織および非政府組織間の協力の重要性
- ・(前文12) 体育・スポーツの発展が人類の進歩に寄与せしめ、その発展を促進する
- ・(1.1) すべての人間は、人格の全面的発達にとって不可欠な体育・スポーツへのアクセスの基本的権利を持っている。体育・スポーツをつうじて肉体的、知的、道徳的能力を発達させる自由は、教育体系および社会生活の他の側面においても保障されなければならない。
- ・(1.3) 学齢前児童を含む若い人びと、高齢者、障害者に対して、その要求に合致した体育・スポーツのプログラムにより、その人格を全面的に発達させるための特別の機会が利用可能とされなければならない。
- ・(2.1) 体育・スポーツは、教育と文化の不可欠の要素として、社会の完全な構成員としてのすべての人間の能力、意志力および自己教育力を発達させなければならない。
- ・(2.2) 個人のレベルでは、体育・スポーツは健康維持と増進に貢献し、健全な余暇の利用を提供し、現代生活の欠点の克服を可能とする。社会的レベルでは、体育・スポーツは社会関係を豊かにし、スポーツだけではなく社会生活にとっても欠くことのできないフェアプレイを発達させる。
- ・(10.1) あらゆる段階の公当局および専門的な非政府組織は、教育的価値が最も明白な体育・スポーツ活動を奨励することが肝要である。
- ・(11.3) 世界共通語としての体育・スポーツにおける協力と相互利益の追求を通じて、すべての諸国民は、恒久平和、相互尊重、および友好の維持に貢献し、国際問題解決のための好ましい環境を作り出すであろう

#### ○体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章【2015年】(スポーツ庁仮訳)

- ・(前文5) 体育・身体活動・スポーツにおける文化的多様性は人類の無形遺産の1つ

	<p>・(前文6) 体育・身体活動・スポーツは、<b>健康、社会的・経済的発展、若者の地位の向上、和解、平和</b>といった様々な個人的・社会的利益をもたらす</p> <p>・(前文7) 良質な体育・身体活動・スポーツを提供することは、<b>フェアプレイ、平等、誠実、卓越性、献身、勇気、チームワーク、ルールと法の順守、自分や他者への敬意、共同体意識と連帯、喜びや楽しみ</b>といった価値を高める体育・身体活動・スポーツの大きな可能性を理解するために不可欠</p> <p>・(前文9) 幼少期に両親や世話人と一緒に遊ぶという経験、そして良質な体育への参加は、生涯にわたって身体活動・スポーツに参加したり、<b>社会へ参画</b>したりするためになくてはならない<b>スキル、態度、価値、知識、理解、楽しみ</b>を学ぶために不可欠な入り口となる</p> <p>・(前文10) 体育・身体活動・スポーツは、<b>人々の強い結びつき、連帯、相互尊重と相互理解、すべての人の高潔性と尊厳への敬意</b>を促進しようと努めなければならない</p> <p>・(1.2) 体育・身体活動・スポーツを通じて、<b>身体的、精神的、社会的な満足感</b>を抱き、<b>能力を伸ばす自由</b>は、すべての政府、スポーツ団体、教育機関によって支援されなければならない</p> <p>・(2.2) 体育・身体活動・スポーツは、<b>持久力、筋力、柔軟性、協調性、バランス、身体の操作性</b>を向上することによって、参加する人々の<b>身体的リテラシー、満足感、健康、能力の発達</b>に大きな役割を果たす</p> <p>・(2.3) 体育・身体活動・スポーツは、<b>身体的自信、自尊心、自己効力感</b>を高め、<b>ストレス、不安感やうつ状態</b>を軽減し、<b>認知機能を高め、参画や学習、その他人生の様々な局面での達成に寄与する協調性、コミュニケーション、リーダーシップ、克己心、チームワーク</b>のような<b>広範なスキルと態度</b>を発達させることにより<b>精神的健康、心理的な充足感と能力</b>を向上させる。</p> <p>・(2.4) 体育・身体活動・スポーツは、<b>地域の絆や家族、友人、同僚との人間関係を確立、強化し、一体感や相手を受容する気持ち生み出し、積極的な社会的態度と行動を成長させ、共有した目的と興味を共に追及するために異なる文化的、社会的、経済的背景にある人々を結び付けること</b>により<b>社会の福祉と機能をサポート</b>する。</p> <p>・(2.5) 体育・身体活動・スポーツは、<b>薬物中毒、アルコールや煙草依存、非行、搾取、赤貧のリスク</b>を防ぐとともに、<b>それらからの社会復帰に寄与</b>する可能性がある。</p> <p>・(2.6) 社会全体で、体育・身体活動・スポーツは、<b>健康面、社会面、経済面</b>で大きな利益をもたらす。活動的なライフスタイルは、<b>心疾患、糖尿病、がん、肥満</b>を予防し、<b>早期死亡を減少</b>させる助けになる。加えて、<b>健康関連コストを削減し、生産力を高め、雇用や社会的一体性を強化</b>する。</p> <p>・(9.3) 体育・身体活動・スポーツは、その根本的原因、とりわけ性的不平等、有害な社会通念、男女に関する固定観念に取り組むことによって、<b>遍在するジェンダーに起因する暴力事件を防ぐための強力なツール</b>としての役割を果たせる</p> <p>・(11.1) 開発と平和イニシアチブのためのスポーツは、<b>貧困の根絶</b>だけでなく、<b>民主主義、人権、治安、平和と非暴力の文化、対話、紛争解決、寛容、無差別、社会的包摂、性的平等、法治、持続可能性、環境意識、健康、教育、市民社会の役割の強化</b>を目指すべきである</p> <p>・(11.2) 平和と開発イニシアチブのためのスポーツは、<b>紛争回避、紛争後や災害後の介入、コミュニティ形成、国の結束</b>、そして、<b>市民社会と国際的な開発目標の効果的な機能に貢献</b>するその他の努力を支援するために<b>推進、活用</b>されるべきである。</p>
--	--

#### 4. 国際オリンピック委員会

##### ○オリンピック憲章【1908年(最新改定2015年)】(出典:公益財団法人日本オリンピック委員会、オリンピック憲章、2015年)

###### ・オリンピズムの根本原則

① **オリンピズムは肉体と意志と精神のすべての資質を高め、バランスよく結合させる生き方の哲学**である。オリンピズムはスポーツを文化、教育と融合させ、**生き方の創造**を探求するものである。その生き方は**努力する喜び、良い模範**であることの**教育的価値、社会的な責任**、さらに**普遍的で根本的な倫理規範の尊重**を基盤とする。

② **オリンピズムの目的は、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会を奨励することを目指し、スポーツを人類の調和の取れた発展に役立てること**にある。

##### ○オリンピックの価値(出典:公益財団法人日本オリンピック委員会、JOCの進める オリンピック・ムーブメント、2014年)

###### ① **卓越性(Excellence)**

スポーツに限らず人生において**ベストを尽くすこと**。大切なのは**勝利することではなく、目標に向かって全力で取り組むこと**であり、**体と頭と心の健全な調和をはぐくむこと**である。

###### ② **友情(Friendship)**

スポーツでの**喜びやチームスピリット、対戦相手との交流**は人と人とを結び付け、互いの**理解を深める**。そのことは**平和でよりよい世界の構築**に寄与する。

###### ③ **敬意/尊重(Respect)**

互いに**敬意を払い、ルールを尊重**することは**フェアプレー精神**をはぐくむ。これは**オリンピック・ムーブメントに参加するすべての人にとっての原則**である。

##### ○オリンピック精神の教育的価値(出典:公益財団法人日本オリンピック委員会、JOCの進める オリンピック・ムーブメント、2014年)

###### ① **努力から得られる喜び(Joy of Effort)**

スポーツで**自分自身の限界に挑み、相手に挑戦**することで、若者は**体力、行動力、知力**をはぐくむ。

###### ② **フェアプレー(Fair Play)**

スポーツを通じて**フェアプレー精神**を学ぶことは、**社会においてフェアプレー精神に即して行動**することを促す。

###### ③ **他者への敬意(Respect for Others)**

さまざまな文化の中に生きる世界の若者が**多様性を受け入れ、互いに尊敬**することを学び**平和的な態度**をとるとき、**平和と国際的な相互理解**は促進される。

###### ④ **向上心(Pursuit of Excellence)**

卓越したものに**目を向ける**ことは、若者に**前向きで健全な選択**を促し、同時に**可能な限りベストを尽くそうとする努力の大切さ**を教える。

###### ⑤ **体と頭と心のバランス(Balance between Body, Will and Mind)**

学びは**体全体で行われるもの**であり、単に**頭で行われるもの**ではない。身体的な活動は、**道徳的かつ知的な学び**を発展させる。

5. 国際パラリンピック委員会

○パラリンピックの価値(出典:「International Paralympic Committee Glossary 2014」スポーツ庁仮訳)

- ①**勇気(Courage)**  
一般市民は予想もしないが、アスリートは真実として知っていることを達成しようとするパラリンピック・アスリート固有の精神
- ②**決意(Determination)**  
パラリンピック・アスリートが身体能力を極限にまで高めるとする表意
- ③**平等(Equality)**  
パラリンピック・スポーツは、障がい者に対する差別という社会的障壁を取り除く変革をもたらす手段としての役割を果たす
- ④**鼓舞(Inspiration)**  
パラリンピック・アスリートの生き方と偉業の数々が大きな感動をもたらす時には、その個人の人生に生かされる

6. 日本体育協会・日本オリンピック委員会 創立百周年記念事業実行委員会

○スポーツ宣言日本 ~二十一世紀におけるスポーツの使命~【2011年】

- ・スポーツは、幸福を追求し健康で文化的な生活を営む上で不可欠なもの
- ・スポーツは、運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、**人々のつながり**を深める。人と人との**絆を培う**このスポーツの力は、**共に地域に生きる喜び**を広げ、**地域生活を豊かで味わい深いものにする**。二十一世紀のスポーツは、人種や思想、信条等の異なる多様な人々が集い暮らす地域において、**遍く人々がこうしたスポーツを差別なく享受し得るよう努めること**によって、**公正で福祉豊かな地域生活の創造**に寄与する。
- ・スポーツは、身体活動の喜びに根ざし、**個々人の身体的諸能力を自在に活用する楽しみ**を広げ深める。この素朴な身体的経験は、人間に内在する**共感の能力を育み、環境や他者を理解し、響き合う豊かな可能性**を有している。二十一世紀のスポーツは、高度に情報化する現代社会において、このような身体的諸能力の洗練を通じて、**自然と文明の融和を導き、環境と共生の時代を生きるライフスタイルの創造**に寄与する。
- ・スポーツは、その基本的な価値を、**自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレー**に負う。この**相互尊敬**を基調とするスポーツは、自己を他者に向けて偽りなく開き、他者を率直に受容する**真の親善と友好の基盤**を培う。二十一世紀のスポーツは、多様な価値が存在する複雑な世界において、**積極的な平和主義の立場から、スポーツにおけるフェアプレーの精神を広め深めること**を通じて、**平和と友好に満ちた世界を築くこと**に寄与する。
- ・現代社会におけるスポーツは、オリンピック競技大会等の各種の国際競技会において示されるように、**人類が一つであることを確認し得る絶好の機会**である。したがって、スポーツが、多様な機会に、**グローバル課題の解決の重要性を表明すること**は極めて重要である。
- ・スポーツに携わる者は、そのような機会を提供するだけでなく、スポーツの有する本質的な意義を自覚し、それを尊重し、表現すること、つまりスポーツの二十一世紀的価値を具体化し、実践することによって、これらの使命を達成すべきである。その価値とは、**素朴な運動の喜びを公正に分かち合い感動を共有すること**であり、**身体的諸能力を洗練すること**であり、自らの尊厳を相手の尊重に委ねる**相互尊敬**である。

7. 日本体育協会

○日本体育協会スポーツ憲章【2015年】

- ・(第1条スポーツの意義と価値)  
スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化である。生涯を通じて行われるスポーツは、**豊かな生活と文化の向上**に役立ち、人々にとって**幸福を追求し健康で文化的な生活を営む**上で不可欠なものである。さらに、スポーツは、人々が自主的、自発的に行うことを通じて、**望ましい社会の実現に貢献する**という**社会的価値**を有する。
- ・(第3条スポーツの使命1)  
スポーツを通して人と人の**絆が培われ**、人々が**共に地域に生きる喜び**を広げ、人種、思想、信条等を超えて**公正で福祉豊かな地域生活を創造**する
- ・(第3条スポーツの使命2)  
スポーツによる身体的諸能力の洗練を通じ、**環境や他者への理解を深め**、**自然と文明の融和の下、環境と共生する持続可能なライフスタイル**を創造する
- ・(第3条スポーツの使命3)  
相互尊敬を基調とするスポーツにおける**フェアプレー**の精神を広め深めることを通じて、**平和と友好に満ちた世界を構築**すること

8. 日本パラリンピアンズ協会

○パラリンピアンが考えるスポーツの価値【2016年】

- ・IPCが考える4つの価値とIOCが考える3つの価値に、独自の3つの価値(⑧から⑩)を加えることも検討
- (IPCから)
  - ①**勇気(Courage)**
  - ②**強い決意(Determination)**
  - ③**インスピレーション(Inspiration)**
  - ④**平等(Equality)**
- (IOCから)
  - ⑤**友愛(Friendship)**
  - ⑥**尊重(Respect)**
  - ⑦**卓越性(Excellence)**
- (独自の提案)
  - ⑧**自己肯定感**
  - ⑨**障害受容**
  - ⑩**ロールモデル**

9. 文部科学省・スポーツ庁

○スポーツ立国戦略【2010年】

- ・(はじめに)スポーツは、世界の人々に大きな**感動や楽しみ、活力**をもたらす
- ・(はじめに)スポーツは、**人格の形成、体力の向上、健康長寿の礎**であるとともに、**地域の活性化や、スポーツ産業の広がりによる経済的効果**など、**明るく豊かで活力に満ちた社会を形成**する上で欠かすことのできない
- ・(I.スポーツ立国戦略の目指す姿)スポーツは、私たちの「**こころ**」と「**からだ**」の**健全な発達**を促し、**人生をより充実したもの**とするとともに、**明るく豊かで活力に満ちた社会の形成**に寄与

- ・(Ⅰ.スポーツ立国戦略の目指す姿)スポーツはその活動自体、体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえ、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすという内在的な価値を有する
- ・(Ⅰ.スポーツ立国戦略の目指す姿)コミュニケーション能力やリーダーシップの育成、克己心やフェアプレイ、チームワークの精神の涵養、自然体験活動を通じた豊かな人間性の育成等により、青少年の心身の健全な発達に資する。
- ・(Ⅰ.スポーツ立国戦略の目指す姿)スポーツを通じた交流は、地域の一体感や活力を醸成し、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生につながる
- ・(Ⅰ.スポーツ立国戦略の目指す姿)スポーツ振興によるスポーツ産業の広がり、新たな需要と雇用を生み、我が国の経済成長に資するとともに、スポーツによる国民の心身の健康の保持増進は、医療・介護費抑制等の経済的効果を生む。
- ・(Ⅰ.スポーツ立国戦略の目指す姿)スポーツの国際交流は、言語や生活習慣の違いを超え、同一のルールの下で互いに競い合うことなどにより、世界の人々との相互の理解を促進し、国際的な友好と親善に資する。
- ・(Ⅰ.スポーツ立国戦略の目指す姿)国際競技大会などにおける日本人選手の活躍は、我々に日本人としての誇りと喜び、夢と感動を与え、国民の意識を高揚させ、社会全体の活力となるとともに、国際社会における我が国の存在感を高める。
- ・(Ⅱ.基本的な考え方-2)世界的な規模でのスポーツ交流が活発に行われている。このような交流を通じて、多くの日本人が積極的に諸外国の人々と広く国際的に連携・協働することは、我が国に対する理解を深め、友好的な関係を構築するとともに、スポーツ界における我が国の存在感を高める
- ・(Ⅱ.基本的な考え方-2)スポーツは、地域住民の結びつきを強め、地域の一体感を生み、ソーシャルキャピタル(社会関係資本)の形成に大きく貢献
- ・(Ⅲ.5つの重点戦略の目標と主な施策-1及び5)地域のスポーツクラブにおいて、地域の課題(学校・地域連携、健康増進、体力向上、子育て支援など)の解決も視野に入れて、地域住民が主体的に取り組むスポーツ活動を推進することにより、地域のクラブがスポーツを通じて「新しい公共」を担うコミュニティの拠点(コミュニティスポーツクラブ)として充実・発展していくことを促進する。

#### ○スポーツ基本法【2011年】

- ・(前文)スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠
- ・(前文)スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすもの
- ・(前文)スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与する
- ・(前文)スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠
- ・(前文)スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるもの
- ・(前文)スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たす
- ・(第2条2)とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものである
- ・(第2条3)当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない
- ・(第2条7)スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。